

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

・保安林の指定

所管課（室）名

林 政 課

告 示

長崎県告示第542号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年11月4日

長崎県知事 大石 賢吾

1 保安林の所在場所

五島市富江町長峰字大山3241、3242、3244、3268の3、3281、3288、3301の1、3302、字笠山3368の3、3368の4、3368の10、3400の1、字南川内3402、3404

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大山3244・3268の3・3281・3288（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び五島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二
二二
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田
田
宏
リ
ン
ト
弥